

平成 30 年度 大学教育再生戦略推進費
卓越大学院プログラム
公募要領

平成 30 年 4 月
文部科学省

目 次

1. 事業の目的と背景	1
2. 事業の概要	3
(1) 対象となるプログラム	
(2) 事業の期間	
(3) 公募の領域	
(4) 審査の方針	
(5) 申請者等	
(6) 事業規模	
(7) 資金計画の作成	
(8) 経費の範囲	
3. 審査方法等	11
4. 申請内容・方法等	12
(1) 申請内容等	
(2) 申請資格	
(3) 申請書類	
(4) 提出方法	
(5) その他	
5. その他留意事項	16
(1) 補助金の執行に関する留意事項	
(2) 取組の評価	
(3) 公表等	
(4) その他	
6. 問い合わせ先	19
7. 別添	20

平成 30 年度 大学教育再生戦略推進費¹

卓越大学院プログラム

公募要領

1. 事業の目的と背景

(目的)

「卓越大学院プログラム」(以下「本事業」という。)は、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材(高度な「知のプロフェッショナル」)を育成することを目的とする事業である。

(背景)

大学院の量的拡大を経ての修士・博士人材の増、大学における研究環境の一定の改善、世界的な競争力を有する研究分野の増加等が進む一方、経済成長が低下する中で世界における我が国のプレゼンスは揺らいでいる。特に、近年では優秀な日本人の若者が博士課程に進学しない「博士離れ」の状況が、我が国の知的創造力を将来にわたって低下させ、学術や科学技術イノベーションを含めた国際競争力の地盤沈下をもたらしかねない深刻な事態である。

今後我が国が豊かさを維持し成長していくためには、経済・社会の変化が急速に進む中で世界の産業構造を捉え、将来の新たな基幹産業を我が国が主導して創出すること(Society5.0社会の実現)が求められており、今日の大学院には、その源となる知や技術を生み出すとともに、それらを社会的価値につなげることのできる人材を輩出することが求められている。

これまで、平成 23 年度から開始された「博士課程教育リーディングプログラム」等を通じて進められてきた世界的課題を解決するグローバルリーダーの養成に加え、今後はさらに、世界の学術を牽引する卓越した研究者や、知を社会に実装することを主導する起業家、イノベーションをリードする企業人、国内外のパブリック・セクターにおいて政策立案をリードする人材など、俯瞰力及び独創力並びに高度な専門性を備え、大学や研究機関、民間企業、公的機関等のそれぞれのセクターを牽引する卓越した博士人材、すなわち、高度な「知のプロフェッショナル」をあらゆるセクターに対し輩出することが必要であり、これまでの取組によって各大学に蓄積された人材や研究の強みを生かし、我が国の未来の社会を支える国際的な競争力を備えた大学院を博士人材育成の場として形成していくことが必要である。この「卓越大学院プログラム」事業は、各大学が持つそれぞれの問題意識に基づき当該大学全体の大学院改革を実現

¹ 「大学教育再生戦略推進費」(以下「再推費」という。)とは、教育再生実行会議や中央教育審議会等において提言された大学教育の質の向上に関する改革を推進するため、設置形態を超えた競争的環境の下で、世界をリードする教育研究拠点の形成や革新的・先導的な教育研究プログラムの開発に関する大学の優れた取組を重点的に支援する補助金の総称。

することを前提として、本事業への参加と取組及びその成果を通じ、我が国全体の大学院改革、すなわち大学院システム全体の見直しや各大学院における教育改革の加速化が期待されるものである。

本事業については平成 27 年度より、中央教育審議会大学分科会大学院部会、卓越大学院（仮称）検討のための有識者会議、卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会等において検討を重ね、基本的な考え方や公募の方向性について、具体化の作業を進めてきたものである。これらの考え方は、「未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した『知のプロフェッショナル』の育成～」(平成 27 年 9 月、中央教育審議会大学分科会審議まとめ)、「『卓越大学院（仮称）』構想に関する基本的な考え方について」(平成 28 年 4 月、卓越大学院（仮称）検討のための有識者会議)、「卓越大学院プログラム 公募の方向性について ー最終報告ー」(平成 29 年 12 月、独立行政法人日本学術振興会（「卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委託事業」委託先）により整理・公表されている。

今回の公募に際しては、公募要領ほかの資料作成にあたり、上記報告等を参考としている。

2. 事業の概要

(1) 対象となるプログラム

博士課程を設置する我が国の国公私立大学(学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校(学校法人が設置する大学に限る。))である大学)が、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材、すなわち、高度な「知のプロフェッショナル」を育成するために、養成すべき人材像(どのような分野で活躍し、いかなる価値を創造して人類社会の課題解決を牽引する人材を育成するか)を明確に設定し、博士課程前期・後期一貫した質の保証された学位プログラム(一貫制博士課程及び医学・歯学・薬学(基礎となる学部が6年制のものに限る。以下同じ。))・獣医学分野の4年制博士課程を含む。)を構築・展開するプログラム(以下「プログラム」という。)を対象とする。

なお、本事業は、我が国をリードする大学院改革事業として、各大学において検討される各大学院の特色・強みを生かした独自の構想づくりに期待しており、それぞれの自由な発想を生かした提案が求められるものである。

【申請に係る要件】

- 学長の責任の下、大学本部が主体的に関わる体制を構築し、申請大学の大学院全体の改革を実現する観点から、プログラムの構築・実施、成果の波及、取組の継続性・発展性の確保等を図るものであること。
- 特に補助期間終了後に、高度な「知のプロフェッショナル」を輩出する仕組みとしての質が下がることがないようにすること。
- 高度な「知のプロフェッショナル」にふさわしい俯瞰力及び独創力並びに高度な専門性が涵養されるよう、広範かつ一貫した教育課程を構築するものであること。

【期待される取組等】

以下は例示であり、必要に応じてそれぞれの観点から適切な取組を進めることが期待される。

<教育・研究力の観点>

- ・ 既存の研究科等や機関の枠を超え、博士課程前期・後期一貫した体系的な教育課程の編成による、高度な研究を通じた組織的な教育の実施
- ・ 連携先との教育理念等の共通理解に基づいた取組
- ・ プログラムを通じて授与される学位の質保証(Qualifying Examination、学位審査等)

<優秀な博士課程学生・教員を結集する観点>

- ・ 優秀な博士課程学生(5年一貫のプログラムに在籍する学生を言い、博士前期課程・

博士後期課程・修士課程・一貫制博士課程及び医学・歯学・薬学・獣医学分野の4年制博士課程のいずれかに在籍する学生を含む。以下同じ。) に対する生活費相当額の経済的支援の実施(産学共同研究に参画する際はRA雇用経費に計上等)

- ・ 優秀な社会人の博士学位取得促進(早期修了・長期履修制度の活用、民間企業等に在籍する者に対する博士学位取得促進)
- ・ 連携先機関の協力に基づく世界最高水準の教育研究環境の実現や、大学と連携先機関との若手教員の人事交流及びそれを促進する仕組みの構築(クロスアポイントメント制度等の活用、大学からの派遣増や優秀な企業人等の大学教育への参画を推進するための民間企業等の協力を期待)

＜人材育成の場として産学共同研究を活用する場合の観点＞

- ・ 産学共同研究の場への博士課程学生の効果的な参画
- ・ 博士課程学生が論文発表できる領域等に関する組織的な事前合意
- ・ 大学本部による関与・サポートを含めた民間企業等との「組織」対「組織」の連携・協力体制の構築
- ・ プログラムの継続・発展を図るための民間企業等による積極的な投資(大学が組織として対応するために必要な間接経費を含む。)

(2) 事業の期間

補助期間については7年間とするが、4年目の評価において個別プログラムの評価に加え、事業全体としての評価も行い、8年目以降の取り扱いについて検討する(国の財政状況等により7年間で必ず保証するものではない。)

(3) 公募の領域

博士人材を育成する場として、以下の①～④の4つの領域を設定する。

申請にあたっては、この中から一つ又は複数の領域を選択することとし、その際に「最も重視する領域」を一つ選択すること。

- ① 我が国が国際的な優位性と卓越性を示している研究分野
- ② 社会において多様な価値・システムを創造するような、文理融合領域、学際領域、新領域
- ③ 将来の産業構造の中核となり、経済発展に寄与するような新産業の創出に資する領域
- ④ 世界の学術の多様性を確保するという観点から我が国の貢献が期待される領域

(4) 審査の方針

審査にあたっては、高度な「知のプロフェッショナル」育成という目的に照らし、「プログラムの卓越性」、「構想の実現可能性」、「プログラムの継続性及び発展性」、「実効性」等を、教育研究の観点及びマネジメントの観点から総合的に勘案することとする。

大学は申請にあたり、人材育成上の課題を明確にし、その課題の解決に向け検証可能かつ明確な目標を、プログラムの目的にふさわしい水準で設定すること、また、目標の達成のために申請大学全体で、大学院の教育改革を含むシステム改革をどのように進めるかを明確にすること。

(5) 申請者等

(申請者、申請単位について)

- 事業者は大学の設置者（国立大学法人、地方公共団体、公立大学法人又は学校法人）、申請者は大学の学長である。選定された事業者には、研究拠点形成費等補助金が交付されるが、各年度の補助金額は、本補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、プログラムの事業計画・資金計画（以下「計画等」という。）の内容等を総合的に勘案して毎年度決定される。

なお、補助期間終了時点において取組が完全に内在化することを見据え、事業の進捗に併せて補助金額を逡減させる（7年目に初年度の1/3まで逡減）とともに、事業の初年度から一定の学内外資源を資金計画に盛り込むこととする（2.（7）資金計画の作成を参照）。

- 申請は、2.（1）に掲げる学位プログラムの構想を単位とする。

学位プログラムは、それぞれの養成すべき人材像に即したものとし、各大学院の実情に応じて、既存研究科等を横断するプログラムや組織改組、新しい研究科等の創設、国内外の大学や民間企業等との連携・産学共同研究をベースにしたプログラム等、多様な構築方式のいずれの形であっても設定が可能である。これらは明確な構想に基づくものであることが必要であるが、そのために研究科等の組織を設置することは必須とはしない。

- 当該プログラムが採択された場合に、これを確実に実施することを証する役員会、理事会等の文書を面接審査（3. を参照）の実施時まで提出するとともに、プログラムの構築に必要な学内規程を学生の受入れ開始までに整備し、継続的かつ円滑にプログラムを実施することができるようにすること。

(プログラム実施体制について)

- 申請したプログラムが申請大学における大学院改革全体に資するものであることに鑑み、学長は、学内外の調整、実施体制の整備、申請案件の精査、プログラムの実施、成果の波及、プログラムの継続性、発展性の確保等、申請するプログラム全体に責任を持つものとする。
- プログラムに属する博士課程学生の研究指導、学位審査等の質保証を担当し、あるいは履修支援、キャリア形成等を総括し、プログラムの実施を責任ある立場で主体的に担うことを予定する常勤又は非常勤の者（連携してプログラムを実施する他の大学等の機関に属する者を含む。）を、「プログラム担当者」とする。なお、異動等の特別な事情を除き、プログラム担当者の補助期間途中での変更は原則行わないこと。
- プログラム担当者のうち、プログラムの実施に関して責任を持つ申請大学の教職員（理事、副学長、研究科長又はこれらに相当する者）1名を、「プログラム責任者」とする。

- プログラム担当者のうち、プログラムの企画・運営を総括する国際的に卓越した常勤の教員（申請大学に属する者）1名を、「プログラムコーディネーター」とする。
- プログラム責任者については、本事業における他のプログラムのプログラム責任者を兼任することができる。他のプログラムのプログラム担当者（プログラム責任者及びプログラムコーディネーターを除く。）との兼任については、関係するプログラムすべての業務の遂行に支障が無い限りにおいて、一つまで兼任することができる。
- プログラムコーディネーターについては、本事業における他のプログラムの職務を兼任することができない。
- プログラム担当者（プログラム責任者、プログラムコーディネーターでない者）は原則的には本事業における他のプログラムの職務を兼任することができないが、兼任することでより高い教育研究効果が見込める場合は例外的に認められる（その場合、調書等でその旨を説明すること。）。

（複数の組織・機関による連携・申請について）

- プログラムの内容に応じて、学内の異なる研究科、他大学、大学共同利用機関、民間企業、国立研究開発法人、海外大学等と連携する場合は、プログラムの理念、養成する人材像や連携機関の実情に応じた適切な連携方法をとるとともに、連携先機関に所属する者を必ずプログラム担当者を含めること（オムニバス授業の外部講師等、都度委嘱等を行うような場合は含まないことも可能である。）。
- 連携にあたっては、大学等内の部局及び民間企業等の各主体の壁を越えた「組織」対「組織」の関係の下での連携体制を構築することとし、組織として協定等を締結するものとする。面接審査の実施時までには、連携について組織としての意思決定が確認できる書面を提出すること。
- 補助金の交付は中心となる大学に一括交付し、必要な経費について連携先に配分することとする。

＜連合大学院又は共同教育課程による申請の場合＞

- 連合大学院又は共同教育課程（※）による申請の場合は、構成大学の共同申請ができる。この場合、申請は構成大学の各学長の連名によるものとし、構成大学に所属する者を必ずプログラム担当者を含めること。ただしこの場合も、一つの大学に補助金を一括交付し、必要な経費について連携先に配分することとする。

※ 連合大学院とは、大学院設置基準第7条の2に基づき、基幹大学が、他の大学の協力を得て教育課程を編成・実施し、基幹大学の学長名で学位授与を行う仕組みである。
 共同教育課程とは、大学院設置基準第31条に基づき、複数の大学が共同で教育課程を編成・実施し、構成大学の各学長が連名で学位授与を行う仕組みである。

（6）事業規模

平成30年度は、以下の金額を申請の上限額とする。

初年度上限：補助金額の上限を4億2千3百万円として申請書類を作成すること。

※ 採択されたプログラムには間接経費が措置される。間接経費は、事業の実施に伴う大学等の管理等に必要な経費（直接経費の30%に相当する額）であり、大学等が使用するものである。

申請にあたっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、プログラムの実施計画及び2.（7）資金計画に見合い、かつ、補助期間終了後におけるプログラムに関わる人材育成の継続を見据えたものとして、補助期間（7年間）における適切な規模の所要経費を算出すること。上限額は上記のとおり設定されるが、審査においては金額の多寡ではなく、あくまでも構想に見合った適切な経費を申請しているかが問われることに留意すること。なお、平成30年度公募における採択プログラムの学生受け入れについては、遅くとも平成31年4月には開始すること。

（7）資金計画の作成

2.（5）申請者等で示した通り、本事業は、補助期間終了後に取組が完全に内在化することを見据え、取組の進捗に併せて補助金額を逡減させるとともに初年度から一定の学内外資源を活用してプログラムを実施することを求めることとする。

申請にあたっては、初年度の補助金額を上限としつつ以下の条件を踏まえて7年間の資金計画を作成・提出すること。なお、資金計画も審査の対象となる点に留意すること。

- 初年度から、一定の学内外資源の活用が資金計画に含まれること（分野やプログラムの特性により具体的な割合は異なることはあり得る。）。なお、学内外資源については現金等のほか、現物寄附等の「現金換算できる学内外のリソース」を含むものとする。
- 4年度目は、本事業からの補助金額と同程度の学内外資源を確保することとし、併せて、7年度目には本事業からの補助金額が初年度補助金額の1/3に逡減することを踏まえて作成すること。資金計画の作成はプログラムの継続性・発展性の確保を目的とする趣旨に鑑み、補助金の逡減等に関わらず取組自体の水準（教育研究の内容や、学生支援の水準等）を維持する内容となっていること。

（8）経費の範囲

申請できる経費は、プログラムの実施計画の遂行に必要な経費であり、本補助金の使途として、例えば、以下のようなものが挙げられる。

- ・ 国内外の卓越した研究者等を雇用・招聘するために必要な経費
- ・ 博士課程学生に対し、きめ細かく履修支援を行うメンター等の支援者を雇用するために必要な経費
- ・ 国内外の優秀な教員・博士課程学生を結集した密接な指導の実施に必要な経費
- ・ コースワークや研究室ローテーション、複数専攻制等の人材養成活動の実施に必要な経費

- ・ プログラムの遂行に必要な TA・RA を雇用するために必要な経費
- ・ プログラムに選抜された博士課程学生が独創的な活動を行うために必要な経費
- ・ Qualifying Examination (以下「QE」という。)の導入など博士課程学生の質保証システムの構築に必要な経費
- ・ 国際的なプログラム評価システムの構築に必要な経費
- ・ シンポジウム等を企画・開催するために必要な経費

申請できる経費は、具体的には、以下のとおりである。

【物品費】

① 設備備品費

プログラムを遂行するにあたり必要な設備備品の購入について使用できる。また、設備備品を設置する際の軽微な据付のための経費についても使用できる。なお、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができない。

② 消耗品費

プログラムを遂行するにあたり必要な資材、部品、消耗品等の購入について使用できる。

【人件費・謝金】

① 人件費

プログラムを遂行するにあたり必要な教育研究指導及びその支援その他の労働を行った人に対する賃金、手当について使用できる (TA、RA を含む)。

② 謝金

プログラムを遂行するにあたり必要な専門的知識、情報、技術の提供等の協力を得た人に対する謝金か謝礼について使用できる。

【旅費】

プログラムを遂行するにあたり必要な旅費 (国内外の出張又は移動にかかる経費 (交通費、宿泊費、日当、旅行雑費) や外国人招へい経費 (交通費、宿泊費、日当、旅行雑費) について使用できる。

プログラム学生に対する旅費の支出は、プログラムの遂行上真に必要な、学会等での自らの研究の発表や、国内外の他大学や研究機関等における研究活動に限り認められる。ただし、上記のうち日当を除く。

【その他】

① 教育研究支援経費

本補助金は、国内外の優秀な学生を獲得し、主体的に独創的な研究を計画・実践させ、高度な「知のプロフェッショナル」を育成するという事業趣旨に鑑み、プログラムに選抜された博士課程学生のうち優秀な者を対象とする場合に限り、給付型支援経費 (以下「教

育研究支援経費」という。)として使用できることとしている。なお、教育研究支援経費を使用する際の注意事項は以下の通り。

- 選考手続、受給資格、受給条件、支給額等の内容を盛り込んだ学内規程等を定め、教育研究支援経費の使用を開始するまでに文部科学省に提出し、それに基づき運用すること。具体的には、優秀な博士課程学生に限る点に鑑み、プログラム受講生の選抜、プログラム履修状況による評価の反映、QE等による優秀性の評価の反映、および在学中の活動による評価の反映について、どのような観点で何を評価するかを示すものであること。
- 当該学生が、教育研究支援経費の受給開始後、当該年度を通じて継続的に当該プログラムに属していることを証明するための書類、及び、独立行政法人日本学術振興会の行う特別研究員事業（DC）等の他の給付型支援経費との重複受給を行っていないことを証明するための書類を作成・保存すること
- 教育研究支援経費受給学生名については公表すること
- ② 外注費
プログラムを遂行するにあたり必要な外注について使用できる。
- ③ 印刷製本費
プログラムを遂行するにあたり必要な資料等の印刷・製本について使用できる。
- ④ 会議費
プログラムを遂行するにあたり必要な会議、シンポジウム、セミナーの開催等について使用できる。また、当該会議等と一体的に開催される講師、パネラー等との意見交換会等に必要な経費にも使用できる。
- ⑤ 通信運搬費（間接経費により支出されるものを除く。）
プログラムを遂行するにあたり必要な物品の運搬、通信・電話料等について使用できる。
- ⑥ 光熱水料（間接経費により支出されるものを除く。）
プログラムを遂行するにあたり必要な電気、ガス及び水道等の経費について使用できる。
- ⑦ その他
プログラムを遂行するにあたり必要なその他経費（物品等の借損及び使用、土地・建物借上料、研究機関内の施設・設備使用料、学会参加費、研究成果発表費、広報費、保険料（個人にかかるものは除く。）、データ・権利等使用料、委託費、連携機関分担金その他文部科学大臣が認めた経費等）について使用できる。

他の大学等と連携した取組について、委託費又は連携機関分担金として連携先の機関で経費を使用することができる。この際、連携機関の使用する補助金について委託費とするか、又は連携機関分担金とするかは、申請大学と連携大学等との取り決めによって定めて構わないが、委託費についてはその他の外部委託等（プログラムを遂行するために必要であり、プログラムの本質をなさない定型的な業務で、上記②外注費に係るものを除く。）と併せて総額が補助金額の50%を超えないようにすること。

なお、プログラムの遂行に直接関連のない経費（酒類の提供や講演者の慰労会、懇親会等の経費（上記④に記載した講師やパネラーとの意見交換会等に必要な経費を除く。ただしこの場合でも、酒類の提供はできない。）、プログラムの遂行中に発生した事故、災害の

処理のための経費等)には使用することができない。

また、選考手続、受給資格、受給条件、支給額等の内容を盛り込んだ学内規程の範囲において、プログラムに属する学生が独創的な活動を行うための経費について使用できる。この場合は、経費の使途を明らかにした上で使用すること。

経費の執行にあたっては、本事業の趣旨・目的に沿った使用とする観点から、以下の点に留意すること。

- 間接経費を使用することが適切な経費については、申請できる経費の対象とならないため、申請にあたっては留意すること。
- 平成30年度申請経費については、補助金の交付日から平成31年3月までの期間に行う人材育成その他プログラム構築に必要となる経費を申請すること。また、平成30年度中に学生の受入れを行うことを基本とし、遅くとも平成31年4月には学生の受入れを開始すること。
- プログラムに関わる研究科・専攻に属する学生(当該プログラムに属さない学生を含む。)が共通に履修するコースワーク、研究室ローテーション等に係る教育研究経費としての経費使用は可能である。
- 学生への旅費等、教育研究活動に使用する経費の支出は、プログラムに選抜された優秀な博士課程学生を対象とする。また、当該教育を支援・補助する者(メンターや支援員等)への人件費等のプログラムの遂行に必要な経費については、当該プログラムに属さない学生に対しての経費の使用も可能である。
- 経費の取扱については、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしがって適切に管理執行すること。

3. 審査方法等

本事業は、各大学の特色・個性ある優れた取組を選定・支援するため、国公立大学を通じた競争的環境の下での公募・選定を行うこととしている。

本事業の採択プログラム選定のための審査は、独立行政法人日本学術振興会に設置する、卓越した博士課程教育プログラムに関する知見を持つ有識者により構成される「卓越大学院プログラム委員会」（以下「プログラム委員会」という。）において行われる。

公募選定にあたっては、別に定める審査要項、審査基準等に基づき、「書面審査」及び「面接審査」の二段階審査を行う。

なお、面接審査は、概ね平成 30 年の 8 月後半から 9 月前半の間を目処に行われる予定であり、面接審査の対象となった構想については、別途プログラム委員会よりその旨の連絡を行う。申請内容について責任をもって対応できる学長、プログラム責任者、プログラムコーディネーター等においては、ヒアリングに対応可能な状態にしておくこと。

4. 申請内容・方法等

(1) 申請内容等

申請者は、次に掲げる各事項を内容に含んだ調書を作成し、文部科学大臣宛に提出することによりプログラムの提案を行うこと（調書の提出先は4.（4）提出方法を参照）。

各大学の構想の根幹となる事項については「全般的事項」として必ず記載することとするが、「個別記載事項」の内容はあくまで参考であり全てを記載する必要はなく、各大学の掲げる構想に応じて、「全般的事項」を具体的に説明する観点から、記載の必要性と内容を検討すること。

なお、プログラムの実施計画の内容は、具体的な学位プログラムの構築・展開を中心としつつ、大学院全体に展開する取組がある場合はその旨盛り込むこと。

【全般的事項（必須記載事項）】

- ・ 国内外の優秀な学生を、高度な「知のプロフェッショナル」、すなわち、俯瞰力及び独創力並びに高度な専門性を備え、大学や研究機関、民間企業、公的機関等のそれぞれのセクターを牽引する卓越した博士人材へと育成するため、国際的に通用する博士課程前期・後期が一貫した学位プログラムとしての内容（2.（4）審査の方針に掲げる内容を含む。）
- ・ 選択した「最も重視する領域」を中心とした各領域に関するプログラムが国際的な観点から見て有している特色、卓越性、優位性に関する説明
- ・ 組織として学長を中心とした責任あるマネジメント体制を確保するための取組、申請大学全体の中長期的な改革構想の中での戦略的なものとしての位置付け、高度な「知のプロフェッショナル」を輩出する仕組みの継続性の担保と発展性の見込み
- ・ プログラムの継続、発展のための多様な学内外の資源の確保・活用方策

【個別記載事項（以下、記載内容は例示）】

○ マネジメントに関する事項

<プログラム>

- ・ 学内でのプログラムに対する理解及び学内の協力体制
- ・ 申請大学と連携機関等との間での、養成する人材像、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）等についての共通理解の状況
- ・ トップクラスの優秀な学生を対象とすることを前提とした、適切かつ柔軟で継続性が見込める経済的支援の内容

<大学全般>

- ・ 優れた博士人材を育成する教育研究環境の確保、学位の質保証や国際通用性の確保、学外機関との組織的連携等の申請大学全体の大学院改革を推進する取組等の学内への波及効

果

- ・ プログラムの実効性の確保のための外部評価体制、PDCA サイクルの確立等によるプログラムの検証・改善の仕組み

- 教育・研究に関する事項
 - ・ 養成する人材が解決に寄与することが期待される社会的課題に関する説明
 - ・ 申請大学や我が国全体の大学院改革を牽引する観点から、優れた人材の養成に関して特筆すべきプログラムの質保証や教育研究指導等の体制構築に関する取組内容
 - ・ 多様な背景を持つ優秀な博士課程学生が、魅力ある教育研究環境の中で切磋琢磨し刺激し合い独創的な研究を計画、実践させるための工夫
 - ・ 優秀な教員の結集や若手教員を活用する観点から特筆すべき取組内容
 - ・ プログラム担当者の国際的水準から見た教育研究実績
 - ・ 修了者の適切なキャリアパスの構築も見据えた人材の育成・交流及び新たな共同研究の創出等が持続的に展開される環境構築のための取組内容
 - ・ 国内外から優秀な学生を獲得するための工夫（アドミッション体制の整備や学生のリクルート等）
 - ・ 社会人の博士学位取得を促進する観点からの工夫
 - ・ プログラムの履修にあたって学生に過度な負担が生じないような配慮の内容

- その他の事項
 - ・ 各大学のこれまでの取組（博士課程教育リーディングプログラム、卓越した大学院拠点形成支援補助金、グローバル COE プログラム、21 世紀 COE プログラム等の教育改革支援事業、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）、産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）、センター・オブ・イノベーション（COI）・プログラム、戦略的創造研究推進事業等の研究支援事業、卓越研究員事業その他大学の独自の取組等を含む。）との連携や成果の活用方策
 - ・ 産学共同研究における研究推進体制や知財マネジメント等についての組織間での合意（又は合意に向けた協議）の状況

- 内容の詳細については、所定の様式及び Q&A を参照すること。

（2）申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、本事業に申請できない（連携してプログラムを行う大学も対象）。

（組織運営関係）

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価

の結果、「不適合」の判定を受けている大学

- iii) 「私立学校等経常費補助金」において定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- iv) 平成 29 年度に実施した再推費におけるプログラムの事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添のとおり。）
- v) 平成 29 年度に実施した再推費におけるプログラムの中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添のとおり。）

（設置関係）

- vi) 設置履行状況等調査において、「警告」が付されている大学
- vii) 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）第 1 条第 3 号の要件を満たしていない大学又は第 2 条第 1 号若しくは第 2 号のいずれかに該当する者が設置する大学

（3）申請書類

所定の様式及び記入要領に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて調書等を作成し、学長から文部科学大臣宛に申請すること。

（4）提出方法

「平成 30 年度卓越大学院プログラム 申請書類の作成・提出について」の記載内容に則り、審査・評価業務の受託機関である独立行政法人日本学術振興会に対して提出すること。その際、

- ① 平成 30 年 5 月 21 日（月）10 時から平成 30 年 5 月 25 日（金）17 時の間に、提出期間内に提出書類のアップロードを希望する旨の申請を行い、
- ② 平成 30 年 6 月 4 日（月）10 時から平成 30 年 6 月 6 日（水）17 時の提出期間内に提出書類のアップロードを行うこと。

なお、郵送・持参・FAX による提出は受け付けないが、アップロードによる提出が困難な場合には、6. 問い合わせ先に示す《公募要領その他の問い合わせ先》に相談すること。

（5）その他

- 提出された申請書類等については、本公募要領にしたがっていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めない。
- 申請書類等に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れなどがあった場合は、審査対象とされないことがある。また、虚偽の記載等があった場合は、採択後においても、採択が取り消されることがある。この場合、虚偽の記載等を行った者について、一定期間本事業への参画を制限する。
- 一度採択されたプログラムについては、原則として、当初計画等に基づいて 7 年間プログラムを実施することとなるため、あらかじめ計画等を十分に練った上で申請すること（特

に、申請上限額に照らし、学生支援経費における学年進行による増分や初期経費の漸減を適切に想定した資金計画を作成した上で申請すること。)

- 最終的に採択されたプログラムについては、別途、交付内定及び補助金交付申請手続に関する連絡を行う。

5. その他留意事項

(1) 補助金の執行に関する留意事項

採択がなされ補助金の交付を受けた場合は、学長、プログラム担当者、及び経理等事務を行う大学の事務局は以下のことに留意すること。

① 補助事業の遂行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行わなければならない。

また、申請書類、交付申請書、報告書等の作成や提出、プログラムの実施等を、学長の下、一体的に行うようにすること。

② 補助金の執行事務等

本補助金の執行事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにすること。その際、経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年から5年間保存すること（年度ごとに5年間保存するのではなく、補助期間（最大7年間）の全てについて、取組完了年度から5年後まで保存すること。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間内のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにすること。

③ その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなる。

(2) 補助金における不正等への対応

本補助金の不正な使用等が認められた場合は、上記の法令等によるほか、「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成26年4月1日高等教育局長決定）も踏まえて対応し、以下の措置を講じる。

① 事業者に対する措置

文部科学省は、事業者に対し、事案に応じて、本補助金の交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求める。

② プログラム担当者に対する措置

文部科学省は、不正等を行った者をプログラム担当者とする事業に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととする。

加えて、不正な使用等（本事業以外の用途の使用も含む。）を行ったプログラム担当者は、補助金の返還が命じられた翌年度以降1～10年以内の間で、その内容等を勘案して相当と認

められる期間、本事業への参画を制限する（他の競争的資金制度等で不正な使用等が認められた場合においても、参画が制限されることがある。）。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表することとする。

④ 新たに公募するプログラム選定時における確認

①②の内容については、新たに公募する再推費のプログラムを選定する際に参考として活用することとする。

（３）取組の評価

① フォローアップ

採択されたプログラムは、事業目的の着実な達成に資するため、プログラム委員会において別に定める「卓越大学院プログラム事業採択プログラムに係るフォローアップについて」に基づき、設定された目標の達成状況その他の進捗状況等に関するフォローアップを行い、フォローアップの結果については、その後の評価に反映する。

フォローアップの実施にあたっては、プログラム委員会にプログラムオフィサーを置き、採択プログラムに対する恒常的な進捗状況の把握、相談、助言等を行う。

② 評価

採択から４年度目と７年度目には、プログラム委員会において評価を行う。４年度目の評価結果は、その翌年度以降の補助金額の決定に反映される。総じて当初の計画等を下回るものは支援を打ち切りとするほか、評価結果を反映して補助金額の減額を行うことがあり得る。なお、評価については、プログラム委員会で決められた評価方法、基準等に基づいて行われる。

③ 測定指標について

本事業においては、「経済・財政再生計画 改革工程表 2017 改訂版」（平成 29 年 12 月 21 日）に基づき、測定指標を設定する。

各大学は、採択が決定した場合は、申請時に作成した 2.（４）の「明確な目標」に加え、そのプログラムの取組内容を踏まえ、プログラム履修生の活動状況（国際学会の発表者数、国際ジャーナルへの掲載数）及び修了後の活動状況（優れた研究成果による受賞実績等）、国際協働の状況（海外大学・機関等との連携状況等）、社会との連携状況（寄付金等収入、産学官連携収入等）に係る数値目標をプログラム単位で測定指標として設定すること。この測定指標については、①の毎年度のフォローアップ及び②の評価の双方において活用し、特に目標達成状況（見込みを含む。）が悪いプログラムについては見直しを実施する。著しく評価が悪いプログラムについては、評価を踏まえて支援を打ち切ることとする。

（４）公表等

公募締切後、申請大学名、プログラム名を公表する予定としている。また、採択されたプログラムについては、プログラム責任者名、プログラムコーディネーター名、概要等につい

ても公表する予定としている。

なお、当事業全体として行うパンフレットの作成、フォーラムの開催等に関し、採択された大学に対しては、協力を求めることを予定している。この場合、作成したパンフレット等に関する著作権は、文部科学省に帰属することとする。

(5) その他

- 提案する学位プログラムを修了する博士課程学生を特定するため、当該学位プログラムに相応しい専攻分野の名称を学位に付記するか、或いは、既存の専攻分野の名称を用いつつ学位記に当該学位プログラムの名称を付記するよう、平成 30 年度末までに学内規程を整備するものとする。プログラムの修了証を別に出す形としても差し支えないが、その際、当該学位プログラムの修了者であることが明確となるようにすること。
- 採択された大学は、プログラムの修了者の追跡調査を、補助期間終了後 10 年目まで実施し、毎年度文部科学省に報告すること。追跡調査を実施する旨はあらかじめ学生に周知し、実際の調査実施の際には協力する旨の同意を得ること。追跡調査の内容や進め方については、検討の上で、実際の修了生が出るまでに連絡する。
- 大学が行う上記の追跡調査と併せ、当面の間、科学技術・学術政策研究所が運用する「博士人材データベース (JGRAD)」を活用した修了者の状況把握を予定しているため、大学は修了生の登録や情報の更新にあたり文部科学省並びに科学技術・学術政策研究所に協力すること。
- プログラムの選定後、事業計画の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮すること。特に、学生が海外に渡航、滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、外務省海外安全ホームページ等を参考に海外渡航先の危険情報に留意すること。
- 現に又は今後、国等から助成を受ける経費について、重複して本事業の経費として交付申請することはできない。
- 研究活動への不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）に基づき、補助金の全部又は一部の返還を求めるとともに、不正行為を行ったプログラム担当者については、以下の期間について、本事業への参画を制限する（他の競争的資金制度等で不正行為が認められた場合においても、参画が制限されることがある。）。
 - (i) 不正行為に関与したと認定された者については、2～10 年間の間で、その内容等を勘案して相当と認められる期間
 - (ii) 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、当該行為について一定の責任を負う者として認定された者については、1～3 年間の間で、その内容等を勘案して相当と認められる期間

6. 問い合わせ先

《公募要領その他の問い合わせ先》

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室（卓越大学院プログラム担当）

電 話 : 03-5253-4111 内線3319

F A X : 03-6734-3387

ホームページ:

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/takuetaigakuin/index.htm

《調書等の申請書類、審査・評価に関する問い合わせ先》

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部大学連携課

(卓越大学院プログラム委員会事務局)

電 話 : 03-3263-0979

F A X : 03-3237-8015

ホームページ:

<https://www.jsps.go.jp/j-takuetsu-pro/index.html>

※ 上記のホームページのいずれからでも、申請書類の様式等のダウンロードが可能です。

(別添：申請制限対象プログラム)

- 平成 29 年度に実施した事後評価の結果により、平成 30 年度に公募するプログラムに申請できない条件の対象となるプログラム

選定年度	プログラム名称
平成 23 年度	博士課程教育リーディングプログラム
平成 24 年度	大学の世界展開力強化事業 (ASEAN 諸国等との大学間交流形成支援)
平成 24 年度	大学間連携共同教育推進事業
平成 24 年度	がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン
平成 24 年度	成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成 (enPiT)
平成 24 年度	経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援

- 平成 29 年度に実施した中間評価の結果により、平成 30 年度に公募するプログラムに申請できない条件の対象となるプログラム

選定年度	プログラム名称
平成 26 年度	スーパーグローバル大学創成支援
平成 26 年度	課題解決型高度医療人材養成プログラム
平成 26 年度 平成 27 年度 平成 28 年度	大学教育再生加速プログラム (AP) 「高大接続改革推進事業」
平成 27 年度	大学の世界展開力強化事業 (中南米等との大学間交流形成支援)
平成 27 年度	地 (知) の拠点大学による地方創生推進事業 (COC+)